平成２３年（フ）第１５９５号
愛知県瀬戸市苗場町160番地１
破産者　株式会社丸利商会
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５７号
名古屋市西区南川町10番地
破産者　株式会社サワイ珈琲商店
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７２号
津市美杉町竹原字奥田4095、商業登記簿上の本店所在地津市白山町南家城1302番地の１
破産者　興起産業株式会社
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１６９号
愛知県豊明市三崎町三崎10番地の１
破産者　中部洗業株式会社
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７０号
大阪府泉南郡熊取町五門西１丁目12番８―105号
破産者　松本工務店株式会社
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
大阪府和泉市幸２丁目５番28―104号
破産者　中道電気株式会社
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９１７号
神戸市灘区灘南通３丁目１番25号
破産者　橋本産業株式会社
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９７号
熊本市南区奥古閑町3337番地２
破産者　新九メディカル有限会社
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１９６号
鹿児島県姶良市脇元728―69、登記簿上の住所鹿児島県姶良市平松7467番地１
破産者　株式会社ネオ・サウザンド
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成１７年（フ）第１０７３号
盛岡市中央通１丁目12番７号
破産者　Ｉ．Ｔ．Ｍフォレックス株式会社
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８６９号
神奈川県厚木市恩名２丁目14番23―509号
破産者　池石産商厚木有限会社
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８７０号
神奈川県海老名市中央３丁目５番３―907号
破産者　池石産商有限会社
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１１号
神奈川県秦野市曽屋6030番地の４
破産者　有限会社エニ・テック
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３２５号
神奈川県平塚市天沼７―45三ツ井ビル１階
破産者　有限会社櫻田印刷
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４号
岐阜県各務原市各務おがせ町９丁目163番地
１　ハローハイツおがせ　Ｂ―301
破産者　米倉　翔太
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６５号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口883番地の４
破産者　株式会社山岩砦山礦業所
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第７５号
静岡県浜松市東区有玉南町19番地
破産者　カワイ設備工業株式会社
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
愛知県蒲郡市三谷町弥生１―12、商業登記簿上の本店所在地愛知県豊川市伊奈町新屋97番地26
破産者　株式会社かねだい
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４４号
三重県鳥羽市鳥羽４丁目15番26号
破産者　亡杉田寅治郎相続財産
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
山口県下関市小月西の台２番24号
破産者　トウランスポート下関有限会社
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第５号
大分県速見郡日出町大字大神3143番地
破産者　有限会社渡辺電気商会
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５３号
栃木県小山市中久喜１丁目８番15号、従前の住所茨城県下妻市前河原596番地12
破産者　長場　正幸
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部